

京都市児童生徒登校支援連携会議開催要綱

(趣旨)

第1条 不登校等の教育課題の解決を図るとともに、児童生徒がいきいきと学校生活を送り、社会的自立を確立することを目指し、様々な立場から幅広く意見を求めることを目的として、京都市児童生徒登校支援連携会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が依頼する。

(任期)

第3条 委員の任期は、依頼の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長の指名等)

第4条 教育長は、委員のうちから委員の座長及び副座長を指名する。

2 座長は、会議の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(顧問)

第6条 教育長は、会議に関する事項について助言を得るため、適当と認める者を顧問に委嘱することができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局を京都市教育委員会事務局指導部生徒指導課に設置する。

(招集)

第8条 会議は、教育長が招集する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。